

弘前市一般廃棄物処理基本計画策定の概要

■計画策定の背景

本市では、平成23年5月に「弘前市ごみ処理基本計画 ～循環型社会の形成に向けて～」(計画期間：H23～27年度)を策定し、【市民一人ひとりが「もったいない」精神に基づくライフスタイルの構築を目指します】を基本理念に、循環型社会の形成に向けて各種取組を進めてきました。しかし、本市が設定した「一人一日当たりのごみ排出量」や「リサイクル率」などの数値目標には遠く及ばないまま計画期間である5年間を終えようとしており、現在の状況を踏まえた上で、私たち一人ひとりがごみ問題に真剣に向き合い、更なるごみの減量・資源化を進める施策の検討や新たな基本目標の設定が必要になっています。

また、平成21年10月に「弘前市生活排水処理基本計画」(計画期間：H21～30年度)を策定し、【河川環境や生活環境の改善を目指します】を基本理念に、水辺環境の保全・向上の取組を実施してきましたが、本市の下水道等の整備計画の変更に伴う見直しが必要となっています。

一方、国においては、平成25年5月に第三次循環型社会形成推進基本計画が閣議決定され、廃棄物の量に着目した施策に加え、循環の質にも着目し、2R(リデュース・リユース)の取組強化、有用金属の回収、安心・安全の取組強化等が新たな政策の柱とされたところであり、地方公共団体においても、持続可能な社会の実現に向けた取組の強化が求められています。

■計画の期間

平成25年6月に環境省より出された「ごみ処理基本計画策定指針」及び平成2年10月に厚生省より出された「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定に基づく生活排水処理基本計画の策定に当たっての指針について」に基づき、平成28年度から平成37年度までの10年間(前期5年、後期5年)とします。

なお、この計画は、おおむね5年ごとに見直しを行うほか、本市の廃棄物行政を取り巻く諸情勢に変化等があった場合には、適宜、見直しを行うものです。

■策定の基本理念

(1) 現状を踏まえた実効性のある計画づくり

現行の計画を踏襲するのではなく、PDCAサイクルにおけるCheck(評価)とAction(改善)を行った上で計画を策定します。

(2) 市民との協働による計画づくり

情報の共有や対話を通じて、市・市民・事業者・民間の団体が一体となって計画づくりを行います。

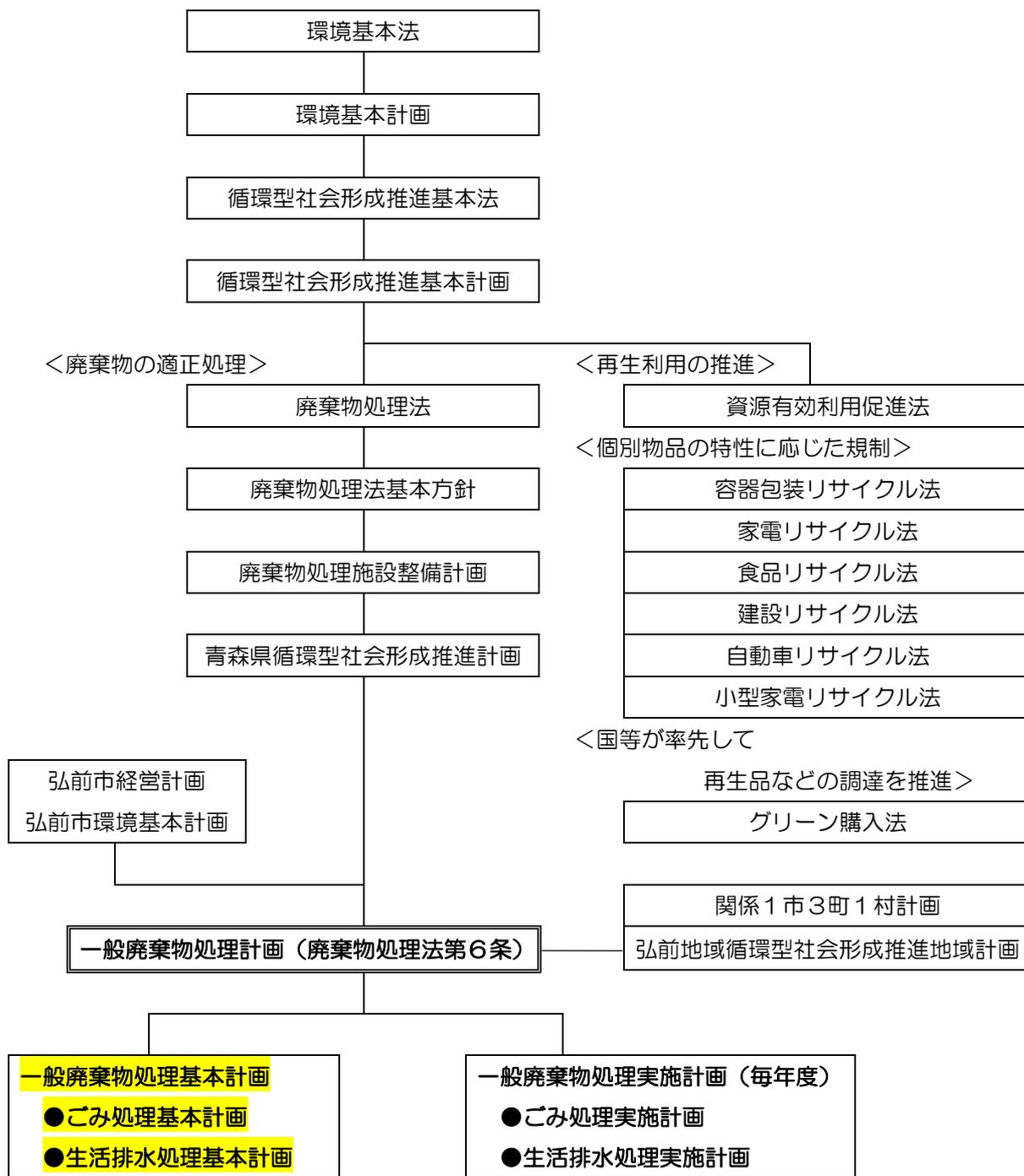
(3) わかりやすい計画づくり(各主体の役割の明示)

施策目標や役割分担をできるだけ明確にし、各主体(市・市民・事業者・民間の団体)にとって、わかりやすい計画を目指します。

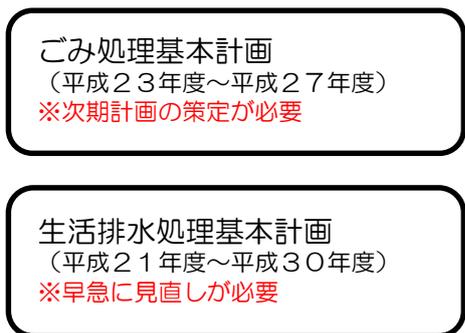
(4) 関係条例を尊重した計画づくり

環境施策の総合的な推進を図るため、弘前市環境保全基本条例、弘前市生活環境をよくする条例、弘前市廃棄物の処理及び清掃に関する条例などの関係条例を尊重した計画とします。

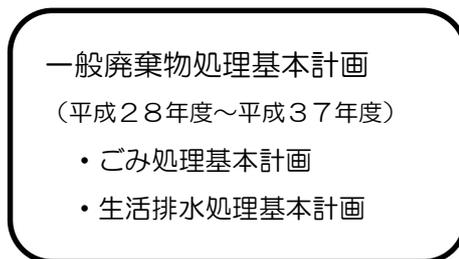
■ 計画の位置付け



【現行計画】



【次期計画】



計画期間を統一

■計画の構成等

【計画策定の趣旨】

本計画は、廃棄物の排出を抑制するとともに、適正な処理を行うことにより、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図るといふ、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の目的に基づき、長期的視点に立った基本方針を明確にするものです。

【構成及び主要事項（案）】

第1章 計画策定の趣旨

- (1) 計画策定の趣旨（背景・目的）
- (2) 計画の位置づけ
- (3) 計画期間
- (4) 計画の進行管理

第2章 計画策定の基本的事項

- (1) 本市の概況
- (2) 計画策定の基本的考え方

第3章 ごみ処理基本計画

- (1) ごみ処理の現状及び課題
- (2) ごみ処理の基本理念と基本方針
- (3) ごみ排出量の推計と数値目標
- (4) 目標達成に向けた個別施策
- (5) ごみ処理施設整備計画

第4章 生活排水処理基本計画

- (1) 生活排水処理の現状及び課題
- (2) 生活排水処理の基本理念と基本方針
- (3) し尿・浄化槽汚泥処理量の推計と数値目標